

蒙古聯合自治政府に関する資料の解題

團藤文庫から発見された七つの個別資料から成る簿冊『蒙古聯合自治政府□□関係』は、1939年に徳王を首席として樹立し、日本軍とも深い関係にあった蒙古聯合自治政府（現在の内モンゴル西部）における立法関係資料の一部であると推測される。本簿冊に綴じられた下記の個別資料中、特に(1)と(6)には、團藤の手による草案修正のための多数の書き込みが確認できる。これまでほとんど知られなかった、若き日の法学者・團藤重光の戦前の足跡を知る貴重な手がかりとなるだろう。また團藤の足跡を知る意義は、ただ團藤重光史研究のためだけにとどまらない。近年飛躍的に研究が進む、戦前から戦後にかかる日本の近現代法学史そのものの解明にも極めて重要な示唆を与えるだろう。

さらに蒙古聯合自治政府の立法関連資料という性格から、日本法のみならず、モンゴル法・中国法等多方面でのグローバルな研究への寄与が期待される中、本簿冊の価値と有用性は今後ますます高まるものと思われる。

※□□部分は資料劣化により判読不能。

團藤文庫所蔵『蒙古聯合自治政府□□関係』中の個別資料

- (1)昭和十五年 蒙古聯合自治政府 法院組織法第三草案
- (2)中華民國法院組織法（司法部）
- (3)蒙古聯合自治政府暫行組織法
- (4)中華民國法院組織法（司法部）
- (5)成紀七三五年四月 刑事訴訟法中改正部分（司法部刑事科）
- (6)成紀七三五年三月 刑事訴訟法中一部改正ノ件草案（司法部刑事科）
- (7)成紀七三五年三月 刑事訴訟法中一部改正ノ件草案（司法部刑事科）

資料のうち、PDF ファイル 8. 「闕席裁判手續」は、(7)の一部と思われる。